附　則

この規則は、平成22年12月21日から改正施行する。

（22.12.21　第９回理事会決議）

改正条項は次のとおり

・　第２条、第５条、第６条、第８条第１項及び第３項、第９条第１項、第11条第１項、第12条、第13条、第15条第２項、第16条、第17条、第18条、第19条第２項、第24条第２項、第27条、第29条第２項、第33条、第35条、第36条、第42条第１項、第43条、第44条を改正

附　則

この規則は、平成25年４月１日から改正施行する。

（25. 3.19　第12回理事会決議）

改正条項は次のとおり

・　第８条第２項を改正

附　則

この規則は、令和６年10月１日から改正実施する。

（ 6. 9.18　第６回理事会決議）

改正条項は次のとおり

・　第５条第２項、第11条第１項、第12条、第13条、第16条、第18条、第20条第２項、第21条第１項、第39条、第40条、第41条、第42条を改正

附　則

この規則は、令和７年10月16日から改正実施する。

（ 7.10.15　第７回理事会決議）

改正条項は次のとおり

・　第２条第３項、第16条第１項、第20条第１項、第23条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第44条を改正

告　　示

最低工賃の改正決定に関する公示

宮城労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃（平成29年宮城労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年３月26日　　宮城労働局長　松瀬　貴裕

宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　宮城県の区域内で男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

⑴　男子服製造業に係るまとめの業務　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品　目	工　程	規　　格	金　　額
背広上衣	下襟からげまつり（すみまつり）	針目が３センチメートル間隔に６針以上	１枚（10センチメートル）につき　42円
	肩裏まつり	針目が３センチメートル間隔に９針以上	１枚（17センチメートル×２）につき　52円
	袖付け裏まつり		１枚（60センチメートル×２）につき　175円
	前裏裾まつり	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１枚（30センチメートル×２）につき　59円
	見返し奥星入れ	針目が３センチメートル間隔に４針以上	１枚（70センチメートル×２）につき　118円
	見返し７ミリメートル星入れ		１枚（45センチメートル×２）につき　81円
	袖口裏まつり	針目が３センチメートル間隔に９針以上	１枚（32センチメートル×２）につき　92円
	背裏鎖止め（鎖止め）	鎖糸ループ長さ１センチメートル	１枚につき　21円
	ベントまつり	針目が３センチメートル間隔に６針以上	１枚（10センチメートル）につき　23円
	背裾まつり		１枚（20センチメートル×２）につき　74円
	糸くず取り		１枚につき　50円
ズボン	腰裏かんぬき止め	８か所	１本につき　64円
	腰裏後端まつり	針目が３センチメートル間隔に10針以上	１本につき　16円
	前立てまつり	針目が３センチメートル間隔に６針以上	１本につき　16円
	天ぐ裏まつり		１本につき　16円
	シックまつり		１本につき　45円
	小股千鳥		１本につき　25円
	内股千鳥		１本につき　35円
	ボタン付け	小ボタン、糸足つき根巻４回以上	１個につき　17円
	糸くず取り		１本につき　41円